

基本目標II

笑顔あふれる幸せづくり

1 地域における、保健・医療環境づくり	担当課
(1) 保健予防の充実	保健福祉センター
(2) 地域医療の充実	診療所
2 次世代育成支援の充実	担当課
(1) 母と子どもの健康の確保	保健福祉センター
(2) 地域における子育て支援の充実	保健福祉センター
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	担当課
(1) 支え合うまちづくり	保健福祉センター
(2) 障がい者福祉の充実	保健福祉センター
(3) 高齢者福祉の充実	保健福祉センター
4 長寿のよろこび	担当課
(1) 高齢者が活躍できる環境づくり	保健福祉センター

政 策	施 策	
1 地域における、保健・医療環境づくり	(1) 保健予防の充実	II-1-(1)
	(2) 地域医療の充実	II-1-(2)

保健予防の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：町民課・診療所・教育委員会

〈現状および課題〉

食生活や運動習慣を原因とする生活習慣病が増加し、これらにかかる医療費が、国民医療費の中でも大きな割合を占めています。

国は、国民の生活習慣の改善など、健康増進による疾病予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、平成20年度からは、特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務化されました。本町においては「健康日本21りくべつ」「陸別町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、町民が主体となった健康増進の取り組みを進め、健康でこころ豊かに生活できるまちづくりを進めています。

町民の高齢化がより一層進む中、「自分の健康は自分で守る」という意識が高まるように啓発活動を強化し、町民の顔が見える保健活動を進める必要があります。

〈基本方針〉

保健センターを拠点に、保健・医療・福祉・教育と連携した健康診査、健康相談・指導をすすめ、町民自身による健康づくりを推進します。



健康づくり講演会

〈主な施策〉

①健康づくりの推進

・生活習慣病の予防

生活習慣病の予防のために、健診や保健指導を強化し、食生活の改善・運動の習慣などの指導・支援を行います。

・こころの健康づくり

自殺やうつ病などの、こころの健康に関する相談、支援の充実を図ります。また、命の大切さを感じる機会づくりを進めます。

②保健事業の充実

・健康づくりへの人材確保と起用

健康についての知識の普及・啓発のために健康運動指導士や歯科衛生士などの、専門的な知識を持つ人材の確保と起用に努めます。

・地域の連携

こころの健康や健康的な生活習慣を身につけられるよう、地域全体が連携した健康づくりを進めます。

・各種検診実施

各種検診の機会の提供や受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の見直しを促します。

・保健指導の充実

あらゆる機会を利用し、健康についての相談や指導を実施します。

③感染症対策の推進

・各種予防接種の実施

結核や麻疹、インフルエンザなどの感染症予防のため、適切な年齢・時期に予防接種を実施します。

・感染症予防知識の普及

感染症を身近なものとして捉え、感染症予防のための知識を町民に広め、町民の健康を守ります。

政 策	施 策	
1 地域における、保健・医療環境づくり	(1) 保健予防の充実	II-1-(1)
	(2) 地域医療の充実	II-1-(2)

地域医療の充実

担当課：診療所

連携課：町民課・保健福祉センター・消防署

〈現状および課題〉

本町は町立の診療所（陸別町関寛斎国保診療所（以下診療所という））と歯科診療所（陸別歯科診療所）が1つずつあります。診療所では、医師2名体制で、地域に密接した診療体制を進めていますが、高齢化や生活習慣病など疾病構造の変化による医療需要の多様化、高度化、専門化などで医療を取り巻く環境は大きく変化しており、診療所においては一次医療機関としての役割が大きくなっています。

医療に対する関心が高まる中、施設や人材などさまざまな面の充実を図ると共に、保健や2・3次医療機関との連携を強化し、健康で安心して暮らせる環境を築く必要があります。

〈基本方針〉

保健・福祉と連携したサービス提供、在宅医療に向けた体制の充実を図っていきます。また、休日・夜間の救急体制や救急搬送体制、広域医療圏による連携体制など、関係機関との体制強化に努めます。

〈主な施策〉

①地域医療体制の充実

・ 医療スタッフの確保

医師の2名体制の確保・看護師や専門的職員の確保や、勤務環境の改善を進めます。

・ 高齢社会への対応

在宅医療への取り組みや、1次医療機関としての、役割の向上を図ります。また、高齢者施設や特別養護老人ホームとの連携を進めます。

・ 医療施設の整備

計画的な医療機器の整備、医療施設等の維持管理を進めます。

・ 専門医療の検討

医療に対する需要の多様化に対応するために、診療科目について検討を進めます。

・ 遠隔医療の検討

IT技術を活用した遠隔医療や介護の支援、患者間のコミュニケーションなどの遠隔医療の実施に向け、関係機関と協議検討を進めます。

②医療と保健の連携

・ 医療と保健が連携し、予防に重点を置いた、地域医療の確立に向けた体制を整えていきます。

③救急医療体制の充実

- ・ 関係医療機関との連携強化による休日・夜間の救急体制を充実していきます。
- ・ 救急医療体制の整備や安全で迅速な患者搬送体制の確立など、救急搬送体制の強化を図ります。
- ・ 遠隔医療や情報共有による患者情報の管理など、広域医療における連携体制の強化を図ります。

④診療所の経営の安定と国民健康保険事業の推進

- ・ 診療所の経営の安定化を進め、収入の確保、費用の効率化を推進します。
- ・ 健康管理、健康づくり事業による医療費の抑制と保険制度の周知・啓発により、相互扶助に対する意識の高揚をはかり、国民健康保険事業の健全運営の確立を図ります。



政 策	施 策	
2 次世代育成支援の充実	(1) 母と子どもの健康の確保	II-2-(1)
	(2) 地域における子育て支援の充実	II-2-(2)

母と子どもの健康の確保

担当課：保健福祉センター

連携課：町民課・診療所

〈現状および課題〉

本町の母子を取巻く環境は、年少人口の減少や核家族化、また女性の就業環境の変化や、社会進出の機会の増大などにより、著しく変化しております。

本町の将来を担う子どもの健全な成長を促すためには、母子保健施策の充実を図り、すこやかに生み育てる環境づくりが、求められています。

安心した子育て環境を作るには、母子保健でこれまで行っている健康診査や保健指導、疾病の予防や早期発見の取り組みをよりいっそう充実させることが必要であり、母子保健の計画的な推進が望まれています。

〈基本方針〉

子どもが、すこやかに成長するためには、こころと体の健康を保つことが必要です。

母子の健康診査や相談体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。



〈主な施策〉

①すこやかに成長できる環境づくり

・健康診査の実施と支援体制の整備

子どもの健康診査の実施と適正時期の受診への啓発を進め、疾病・疾患の早期発見に努めます。また、近年増加している発達障害についても早期発見により適切な支援相談体制の整備を進めます。

・予防接種の実施

予防接種の適正実施のために、予防接種の推進と適正時期の接種が受けられるように、利便性の向上を図ります。

・健康教育の充実

食習慣や歯の健康などをはじめとする生活習慣を、幼少の時期から確立できるように健康教育の充実を図ります。また、事故予防に対する啓蒙・教育活動を進めます。

・乳幼児・小児医療の充実

かかりつけ医の推進や診療所の急病時の対応の充実を図ります。また、病気の症状や対応の仕方についての保護者教育や相談体制の充実を図ります。

②妊娠・出産に対する安全の確保

・健康教育、相談体制の充実

妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるように指導や健康教育、相談体制の充実を図ります。

政 策	施 策	
2 次世代育成支援の充実	(1) 母と子どもの健康の確保	II-2-(1)
	(2) 地域における子育て支援の充実	II-2-(2)

地域における子育て支援の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：教育委員会

〈現状および課題〉

急速な少子化の流れや核家族化、女性の社会進出等によって、子どもが生まれ、育てられる環境は大きく変化しています。安心して子育てができるような地域社会を築いていくためには、子育て中の、親の負担を地域全体で共有し支援していくことが必要となっています。

本町では平成17年に「陸別町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、地域における子育て支援や、子どものすこやかな成長のための教育環境や家庭環境の整備を進めています。

また、社会構造の変化により発生する多様な家庭環境に対応するための相談・支援体制の充実を図る必要があります。

〈基本方針〉

父母等の保護者が、子育ての大きな責任を有するという基本的認識のもと、家庭や地域において、子育てについての理解を深め、子育てにともなう喜びが実感できるような社会づくりを実現するため「陸別町次世代育成支援地域行動計画」の着実な推進を図ります。



子育て支援センター

〈主な施策〉

①子育て支援の充実

- ・ 子育てに関する相談体制の充実

子育て支援センター相談窓口の充実を図り、育児に対する不安の解消や情報の共有を促し、誰もが気軽に利用できる、子育て広場における親子の交流を図ります。

- ・ 地域における保育サポートの充実

地域や社会福祉協議会などと連携し、安心して子どもを預けることができる体制づくりを進めます。

- ・ 育児サークル団体等との連携

地域における子育てを進めるため、育児サークル団体と連携した推進体制づくりを進めます。

②保育所サービスの充実

- ・ 就労体系などの生活環境や子育て環境に適應した、保育所サービスを推進します。

③放課後児童対策

- ・ 小学校低学年に対する保育事業として開設している、学童保育所の充実を図るため、保育に対するニーズの把握と、それに対応する環境づくりを進めます。



政 策	施 策	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支えあうまちづくり	II-3-(1)
	(2) 障がい者福祉の充実	II-3-(2)
	(3) 高齢者福祉の充実	II-3-(3)

支えあうまちづくり

担当課：保健福祉センター

連携課：町民課・診療所・教育委員会

〈現状および課題〉

超高齢化社会や核家族化など社会環境が変化する中、老人世帯や独居老人の増加、老老介護など高齢者の不安が増大しています。高齢者や障がい者、健常者の垣根をはずし、地域社会の中でともに暮らし、支え合うまちづくりが求められています。

今後も若者の流出などにより、高齢化が一層進展することが予想され、家族だけでなく、地域全体で支えあうまちづくりを進める必要があります。

本町では自治会による小地域ネットワークや各団体・中学校でのボランティア活動も活発に進められています。今後も今までの活動を活かしながら、町民同士が個人を尊重し、互いに支え合うまちを目指し、幅広い住民参加と協力体制の強化を図ることが必要です。

〈基本方針〉

保健・医療・福祉・教育との連携を図りながら、社会福祉協議会の充実に努め、地域福祉を推進する体制づくりに努めると共に、町民の意識啓発を進めつつ、ボランティア活動推進体制を整え、町民の積極的な活動参加を促していきます。



〈主な施策〉

①地域福祉推進体制の充実

・ 保健・医療・福祉・介護の連携、調整機能の充実

それぞれの調整機能を高め、役割分担や連携により、高齢者等に対し適切なサービスを提供する体制の充実を図ります。

・ 地域と社会福祉協議会の機能充実、体制強化

社会福祉協議会を核とした地域の福祉ネットワークの充実を図ります。また、独居老人、老人福祉世帯に対する声かけや除雪など、町民レベルによる福祉活動を推進します。

・ 福祉教育の充実と人材の育成

学校での教育や生涯学習の中で、思いやりのある福祉活動に触れる機会をつくれます。また、ボランティア組織の育成や支援を積極的に進めます。

②地域包括支援センターの充実

・ 支援体制の充実

地域包括支援センターにおける町民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントに関する相談窓口の開設と、利用の充実を図ります。

・ 情報提供

保健・福祉に関する各種情報をわかりやすく町民に提供することにより、地域全体の福祉の向上を図ります。

③低所得者への支援

- ・ 生活保護世帯をはじめ、経済的に公的な支援が必要な世帯に対する支援を行うと共に、国や道が行っている支援事業についての情報の提供を行います。

政 策	施 策	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支えあうまちづくり	II-3-(1)
	(2) 障がい者福祉の充実	II-3-(2)
	(3) 高齢者福祉の充実	II-3-(3)

障がい者福祉の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：産業振興課・教育委員会

〈現状および課題〉

みどりの園や、とまむ園をはじめとする障がい者施設がある本町では、文化活動やスポーツ・レクリエーションなどを通じ、日常的に健常者と障がい者が交流する機会が多くあります。また、町内では、障がい者が製造した加工品の販売も進められ、障がい者の社会参加も進められています。

そのような中、平成18年に制定された「障害者自立支援法」により、障がい者が、それまでの施設での生活から地域での生活に移行し、健常者と障がい者がふれあう機会が増えると共に、障がい者自身が働きながら地域に溶け込んで生活をしていくことが求められています。

これまでの取り組みにおいて、地域に根づいた温かな志をより高めながら、就労の場の確保をはじめ障がい者が地域社会の中で溶け込み、ともに暮らせる環境を一層整備することが大切です。

〈基本方針〉

障がいのある人が地域において生活するための支援や、就労に対する教育を進めると共に、保健・福祉の連携した在宅支援体制の充実を図っていきます。

また、町民との交流機会を拡充すると共に、町民の障がい者への理解を高めていきます。

〈主な施策〉

①地域における自立した生活のための支援

- ・ 相談体制の充実

障がい者が、地域で安心して暮らしていくための支援や、相談体制の整備を推進します。

- ・ 就労支援の強化

地域で自立した生活をするための就労教育や支援を積極的に進めます。

- ・ 生活基盤の整備

グループホームなどの生活基盤の整備を促進します。また自立した生活のための支援を行います。

②障がい者理解の促進

- ・ 町民と障がい者との交流機会を増やし、その中で障がいや障がい者に対する理解を深めます。

③障がい者福祉施設の整備

- ・ 社会福祉法人北勝光生会や関係機関と連携して障がい者福祉施設の施設・設備機能の整備を進めると共に、障がい者福祉に対する支援・協力体制を強化します。

政 策	施 策	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支えあうまちづくり	II-3-(1)
	(2) 障がい者福祉の充実	II-3-(2)
	(3) 高齢者福祉の充実	II-3-(3)

高齢者福祉の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：診療所

〈現状および課題〉

本町の65歳以上の人口は、陸別町全体の人口の約35%となっており、全国平均、全道平均を大きく上回っています。今後も少子化や過疎化と共に、年々その比率は高まり、独居老人世帯や老人世帯が、増加することとなり、地域全体で高齢者を支えることが重要となってきます。

本町では高齢者福祉計画を基に、在宅サービスや、施設サービスを進めていますが、今後も相談や見守り体制を充実させ、高齢者のニーズに合ったサービスを進める必要があります。

また、老人世帯や独居老人の中には、安定した医療や生活の場を求めて、生まれ育った陸別をやむなく去っていく方も少なくありません。生まれ育ったこの地に、いつまでも住み続けることができるよう地域や福祉・医療などの関係機関が連携した施策を展開していく必要があります。

〈基本方針〉

保健・医療・福祉との連携強化を図ると共に、高齢者を地域全体でサポートする仕組みづくりを進めます。また、住み慣れた地域で暮らしていくための福祉サービスの充実を図ります。

〈主な施策〉

①介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きした生活を送ることができるように、適正な介護予防プランの作成や相談・支援や各種保健・健康教室の開催を行います。

②在宅サービスの充実

・ デイサービス・ホームヘルプ等の充実

高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにサービスの充実を図ります。また、医療と連携して、訪問診療や訪問看護の充実を図ります。

・ 支援・相談体制の強化

高齢者や家族が、地域で安心して生活し続けるための、相談体制の整備を進めます。

また、高齢者が、快適な在宅生活を送れるように、住宅改修などに対する支援を行います。

・ 独居老人、老人世帯のためのコミュニティ施設の整備をすすめます。

③施設サービスの充実

・ 今後も進む超高齢化社会において、住み慣れた地域で暮らし続けることは重要なことです。施設での介護が必要な方のためにサービス基盤の整備を進めます。

④地域の支援体制の確立と地域社会参加

・ 見守り体制の充実

高齢者が安全・安心な生活を送るために、日ごろから近所や地域における見守り体制を構築し活動の充実を図ります。また、緊急通報装置の設置推進により高齢者の安否確認体制の確保を進めます。

・ 地域社会参加の促進

高齢者の交流の場として、地域社会の役割は重要です。社会福祉協議会・老人クラブや社会教育と連携して高齢者の社会参加を促進します。

⑤介護保険事業の推進

・ 誰もが安心して介護サービスを受けることができるように、健全で安定した介護保険事業運営の確保に努めます。

政 策	施 策	
4 長寿のよろこび	(1) 高齢者が活躍できる環境づくり	II-4-(1)

高齢者が活躍できる環境づくり

担当課：保健福祉センター

連携課：教育委員会

〈現状および課題〉

高齢者の活動は、老人健康増進センターや保健センターなどを利用しながら、積極的に行なわれています。また、高齢者が社会に貢献したいと考えている割合が高く、自治会活動に積極的に参加する傾向にあります。

高齢者就労センターを通じた高齢者の知識や経験・技能を活かしながら働く環境づくりや、老人クラブによるスポーツ・地域奉仕活動なども活発に進められています。

今後、少子高齢化の進展により、本町の全人口に占める高齢者の割合がさらに増し、高齢者は、まちづくりに対し重要な役割を担うこととなります。

さらに進む高齢化社会において、高齢者がまちづくりの力強いパートナーとして積極的に社会活動や就労の場へ参加し、元気で生き生きと暮らせることが重要になります。

〈基本方針〉

高齢者が、それまでの経験で培ってきた知識や技能を活かし、地域への貢献度を高めることにより、生きがいを持った生活を送れるような環境づくりを進めます。

〈主な施策〉

①高齢者の社会進出へのサポート

- ・高齢者がまちづくりなどへ参加しやすくなるような環境整備やサポートの体制を強化推進します。
- ・高齢者の経験を子どもたちに伝える取り組みの実施を検討します。
- ・高齢者の社会活動を町民に広く理解してもらうための広報活動を積極的に進めます。

②組織活動の育成、支援

- ・老人クラブ組織の活動支援とリーダーの育成に取り組みます。
- ・高齢者同士が助け合い、地域に貢献できるようなシルバーボランティアの組織育成を進めます。
- ・高齢者が持つ知識や経験を活かす機会を拡充するため、高齢者就労センターの運営に対するサポートを行います。



ふれあい交流昼食会における高齢者と中学生の交流

MEMO
